Living Information

くらし百科

㊐は問い合わせ先です

国民健康保険税の軽減割合が変わります

軽減割合を増やし、納税者のみなさんの負担を軽減します。

■国民健康保険税の軽減制度

国保税は、所得割額、資産割額、均等割額（一人当たりの額）及び平等割額（一世帯当たりの額）の合計額が一年間に納める税額になります。そのうち、均等割額と平等割額が軽減の対象となります。

なお、軽減の基準については、世帯内の前年中の所得額が一定以下（国の示す基準額以下（表参照））の場合になります。

■軽減割合を6割から7割、4割から5割へ、さらに2割軽減を新設

白石市では、これまで均等割額及び平等割額を所得に応じて、6割、4割の軽減を行っていましたが、今年度から軽減割合6割を7割に、4割を5割に、また、2割軽減を新設し、納税者のみなさんの負担をさらに軽減することにしました。

■2割軽減は申請が必要です

新設した2割軽減については、申請が必要になります。（7割・5割の軽減については、これまでどおり申請は不要です。）

2割軽減の対象となる方には、申請書を送付しますので期限までに提出してください。

（申請受付期間など）

7月15日（月）から7月31日（水）まで（期間厳守）

8時30分～17時15分※土・日を除く

（申請受付場所）

市役所税務課

※なお、軽減制度は、いずれも所得の申告をしている方が対象となります。

㊐税務課国民健康保険税係

☎22―1313

軽減の基準

軽減割合	軽減の該当となる所得額
7割軽減	納税義務者及び国保加入者の前年中の合計所得額が、33万円以下
5割軽減	〃　33万円＋(24万5千円×納税義務者を除く被保険者数)以下
2割軽減	〃　33万円＋(35万円×被保険者数)以下（ただし、申請による）

国民年金からのお知らせ

■保険料の免除申請はお早めに！

国民年金には、保険料の免除制度があります。

所得が無いときや、災害に遭ったときなど、保険料の納付が困難な場合に申し出て承認されると、申し出た月の前月より保険料が全額免除される**申請免除**又は**半額免除**制度があります。

「保険料の納付が大変だから」といって、未納のままにしておかないで、免除制度をご利用ください。

昨年度に引き続き今年度も免除を希望する場合も**新たに申請書**が必要です。至急手続きをとってください。

失業等の理由による場合は、「雇用保険受給者資格者証」または「雇用保険被保険者離職者証」などの写しを添付してください。

■納付書の発行について

昨年度に申請免除を承認された方については、平成14年度分として、前期（4月～9月）納付書が送付されています。

前期分を完納した場合に限り、後期（10月～3月）納付書が送付されることになります。

納付書が必要な場合には、社会保険事務局大河原事務所または国民年金相談係に問い合わせ下さい。

㊐市民課国民年金相談係

☎22―1312

社会保険事務局大河原事務所

☎0224―51―3111

夏休み「子どもの人権相談所」の開設について～仙台法務局大河原支局から～

子どものいじめ、虐待、体罰、不登校など子どもの人権に関わる問題について、専門家（人権擁護委員・子どもの人権専門委員）による無料相談所を開設いたします。相談された内容については、秘密を守りますので、お気軽にご相談ください。

○開設日時

8月3日（土）午前10時～午後3時（受付は午後2時まで）

○会　場

角田市市民センター

☎0224―63―2221

㊐仙台法務局大河原支局

☎0224―52―6053